

大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例  
(ハートフル条例)【施行日：平成22年4月1日】

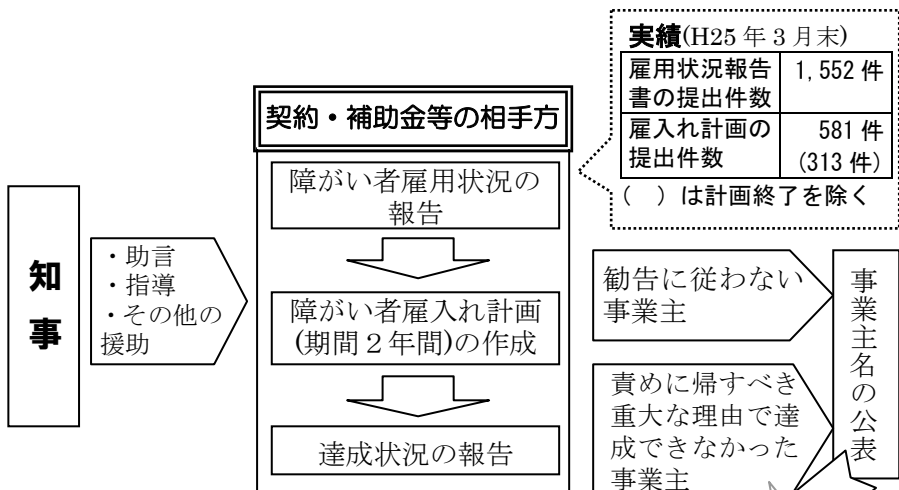
第一章 総則

「条例の目的」「基本理念」「府、事業主、事業主団体及び府民の責務」

第二章 府の障がい者の雇用促進等と就労の支援に関する施策

- 職業教育の充実 ○職業訓練の充実
- 企業への就職等の支援 (障がい者支援施設における支援等)
- 重度の障がい者の雇用の機会の創出及び拡大
- 就業及び生活上の支援 ○障がい者支援施設等からの物品の買入れ等
- 府職員の採用 ○啓発活動の実施 ○顕彰

第三章 府と関係がある事業主の雇用の促進等



※公表後の対応…一定期間の入札参加停止、補助金交付申請制限等の措置を実施

大阪府障がい者雇用促進センター【設置：平成21年7月1日】

府と関係がある事業主等に対して、各種支援制度の活用などの情報提供、障がい者の採用や雇用管理に関する支援や特例子会社の設立をサポート

<主な業務>

- ◆ 府に提出された「雇入れ計画」の達成に向けた事業主(25年3月末現在313社)への指導・支援
- ◆ 府内外企業への特例子会社設立等の働きかけ
- ◆ 障がい者を雇用しようとする企業へのアドバイスや専門家派遣
- ◆ 事業主と職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者等とのマッチング

障害者雇用促進基金(大阪ハートフル基金)【設置：平成21年10月30日】

府民や企業からの寄付金等で基金を造成。障がい者雇用に取り組む事業主を支援

<基金を活用した事業>

- 特例子会社や重度障害者多数雇用事業所等で障がい者雇用を支える人材の育成を支援
  - 障がい者雇用に取り組む企業同士のネットワークづくり
- 【基金の規模】 目標…1億円(基金創設時は2,500万円) 現在高…**2,370**万円

ハートフル税制【創設：平成22年4月1日】

重度身体・知的・精神障がい者の雇用の促進・安定

新規設立の”特例子会社””重度障がい者多数雇用企業”への減税

～対象法人・減税内容～ 実績…8件

- 新規に認定した特例子会社等
- 税目…法人事業税
- 軽減率…10分の9
- 認定日の翌年度から5年間

障がい者の雇用機会の維持・拡大

法定雇用率を上回って障がい者を雇用する中小企業への減税

～対象法人・減税内容～ 実績…24件

- 常用雇用労働者200人以下で、法定雇用障がい者超過2人超の企業
- 税目…法人事業税
- 軽減率…10分の9(軽減額に上限あり)

適用：平成22年4月1日～平成27年3月31日までの間に要件具備又は開始する事業年度に係る特例

職業訓練

《公共職業訓練》

大阪障害者職業能力開発校や芦原高等職業技術専門学校等における職業訓練  
○科目例：CAD製図・Webデザイン等  
○H25定員：210人(12科目)  
○H23実績：入校者186名/就職者122名

《特別委託訓練》

大阪障害者職業能力開発校が社会福祉法人等に委託実施する職業訓練  
○科目例：OA実務・パン菓子製造等  
○H25定員：151人(14科目)  
○H23実績：受講者144名/就職者122名

《多様な委託訓練》

障がい者の能力や適性等に対応した多様な職業訓練を社会福祉法人等に委託実施  
○科目例：ヘルパー・園芸・パン製造・PC実践等  
○H25定員：730人(33コース)  
○H23実績：受講者558名/就職者173名

就職支援

《就職困難者への就職支援》

JOBプラザ OSAKAにおいて、中高年や障がい者、母子家庭の母などに対し、カウンセリングや職場体験、職業紹介などの就職支援を実施  
○H24実績(障がい者)：就職408人